

紀美野町第4回定例会会議録
令和3年12月16日（木曜日）

○議事日程（第4号）

令和3年12月16日（木）午前9時02分開議

- 第 1 議案第118号 令和3年度紀美野町一般会計補正予算（第6号）について
第 2 議案第120号 令和3年度紀美野町一般会計補正予算（第7号）について
第 3 議案第119号 工事請負契約の締結について
第 4 請願第 2号 「シルバー人材センターに対する支援を求める意見書」に関する請願について（委員長報告）
第 5 要望第 1号 町内小規模事業者の事業継続に伴う支援について（委員長報告）
第 6 陳情第 3号 商工会の事業に対する助成について（委員長報告）
第 7 閉会中の継続調査の申し出について
（総務文教常任委員会）
（産業建設常任委員会）
（議会運営委員会）
（議会活性化特別委員会）
（広報編集特別委員会）
第 8 議員派遣の件について

○追加議事日程（第4号の追加1）

- 第 1 発委第 4号 シルバー人材センターへの支援を求める意見書案について
-

○会議に付した事件

日程第1から日程第8まで
追加日程第1

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏 名
------	-----

1 番 桐 山 尚 己 君
 2 番 廣 瀬 隆 一 君
 3 番 藤 井 基 彰 君
 4 番 上 柏 皖 亮 君
 5 番 七良浴 光 君
 8 番 北 道 勝 彦 君
 9 番 向井中 洋 二 君
 1 0 番 美 野 勝 男 君
 1 1 番 美 濃 良 和 君
 1 2 番 伊 都 堅 仁 君

○欠席議員

6 番 田 代 哲 郎 君
 8 番 北 道 勝 彦 君（早退 9 時 5 9 分退場）

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	小 川 裕 康 君
副 町 長	細 峪 康 則 君
教 育 長	東 中 啓 吉 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	坂 詳 吾 君
企画管財課長	中 前 貴 康 君
住 民 課 長	東 浦 功 三 君
税 務 課 長	坂 昌 美 君
保健福祉課長	森 谷 善 彦 君
産 業 課 長	吉 見 將 人 君
建 設 課 長	米 田 和 弘 君
教 育 次 長	曲 里 充 司 君
会 計 管 理 者	太 田 具 文 君

水 道 課 長 長 生 正 信 君
まちづくり課長 湯 上 増 巳 君
美 里 支 所 長 (湯 上 増 巳) 君
代表監査委員 菊 本 邦 夫 君

○欠席したもの

なし

○出席事務局職員

事 務 局 長 井戸向 朋 紀 君
事 務 局 書 記 西 本 貴 哉 君

開 議

○議長（伊都堅仁君） 皆さん、おはようございます。

田代議員から欠席届が出ていますので、報告します。

（午前 9時02分）

○議長（伊都堅仁君） これから、本日の会議を開きます。

本日執行部から議案第119号及び第120号が提出され、本議会前の議会運営委員会で調査をいただいた結果、本日の日程に追加し、提案説明の後、質疑、討論、採決までを行うことになりましたので、報告し、御了承を願います。

それでは、本日の日程に入ります。本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第118号 令和3年度紀美野町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第1、議案第118号、令和3年度紀美野町一般会計補正予算（第6号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから、議案第118号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで、討論を終わります。

これから、議案第118号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第118号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第120号 令和3年度紀美野町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第2、議案第120号、令和3年度紀美野町一般会計

補正予算（第7号）について、議題とします。

これから、説明を求めます。

保健福祉課長、森谷君。

（保健福祉課長 森谷善彦君 登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦君） おはようございます。

それでは、議案第120号の説明をさせていただきます。

議案書の2ページをお開きください。

議案第120号、令和3年度一般会計補正予算（第7号）。

令和3年度紀美野町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,259万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億3,028万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月16日提出 紀美野町長 小川裕康

今回、追加で上程させていただく補正予算は、去る12月14日に、子育て世帯への臨時特別給付金の先行給付分5万円の現金給付について御承認いただきましたが、残りの給付金については、具体的に国から通知が来ていないことから予算化しておりませんでした。

しかしながら、昨日15日に、国から10万円給付に関して新たな指針が示され、一括現金給付が選択肢に加えられたことから、紀美野町では残りの5万円相当分についてもより速やかに、そして町民の利便性、使いやすさを考慮し、先行給付分5万円と合わせた10万円を一括現金で支給するため、お願いするものでございます。

また、一定以上の所得がある方については、国の子育て世帯への臨時特別給付金の支給対象外となっているところですが、コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、子育て世帯は所得に関係なく困難な生活状況、大変な思いで子育てをしていることから、町単独事業として10万円の現金給付を行いたいと考えております。つきましては、関係する費用について計上させていただくものでございます。

それでは、予算に関する説明書の3ページをお願いします。

歳入でございます。

15款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金で、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金3,959万4,000円の増額補正です。支給対象者である18歳以下のお子さんに、残りの給付、1人当たり5万円の現金給付を行うための事業費に対する国の補助金でございます。

19款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は300万5,000円の増額補正です。国の支給対象外である一定以上の所得のある方への給付に係る費用について、財政調整基金を活用するものでございます。

続いて、4ページを御覧ください。

歳出でございます。

3款民生費、2項9目子育て世帯等臨時特別支援事業費は4,259万9,000円の増額補正です。現金一括での給付案内に係る超過勤務手当4万円、紙・インク代などの消耗品で1万円、郵便料で4万6,000円、国の支給対象外への給付金振込に係る手数料3,000円です。また、子育て世帯への臨時特別給付金は4,250万円で、内訳として、先行給付分5万円の残りの追加給付分の5万円で3,950万円、国の支給対象外の所得が一定以上の方への給付分として300万です。

なお、児童手当を給付している中学生以下のお子さんへの保護者に対しては、10万円を一括で12月24日に口座振込、高校生の保護者に関しては、児童手当制度の活用ができないことから、対象者及び所得情報、口座情報を把握していないことから申請をいただいてからの給付となりますので、令和4年1月から10万円を一括での給付を行いたいと考えております。

以上、簡単でございますが、議案第120号の説明といたします。どうかよろしくお願いします。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番（美濃良和君） おはようございます。少しお聞きして、質疑に参加したいと思います。

今回3,959万4,000円の国庫補助金があつて、それで基金の繰入れ300万5,000円ということで予算が組まれています。前回、5万については3,900万であ

ったかというふうに記憶にあるわけでございますけど、今説明があったように、新たに所得制限が外されたと、そういうことによって新たに400万が増えたということでございますけれども、結局この事業というのは目的が、まあ国でも非常に委員会等でいろいろと紛糾しておりましたけれども、目的が何なのかということがはっきりせんわけなんですよね。一応お聞きしておきたいと思うんですけれども、この所得が厳しいからということであるのか、それとも子供の所帯に対して給付していくのか。ですから、所得の少ない方というのは18歳以下でも以上でもあるわけですよ。その辺のところについてはどうであるのか。町としては以前から先立って10万円とか、また大学生とか専門学校生、あるいは院生に対して10万円と、そういうふうな施策を取ってきましたけれども、今回については非常に目的がはっきりしないということがあるんですけれども、これについてはどうであるのかお聞かせいただきたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

(町長 小川裕康君 登壇)

○町長（小川裕康君） 美濃議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

本日追加上程をさせていただいて今御審議いただいているんですけれども、議員言われるように、この目的はということで我々が認識しているのは、子育て世帯への特別給付ということで子育て支援に資するような使い方をさせていただきたいということで、国がこの交付金を特別交付金ということで実施されるということで、一応そういうふうには認識しております。

(町長 小川裕康君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃君。

○11番（美濃良和君） 子育てということで、以前紀美野町は、先ほど言いましたように、大学生に専門学校生、院生と、そういうふうなことで支給いたしましたけれども、実際のところはまだ、そういうふうな大学生または専門学校生のほうが大変なんですよね。今フードバンクということを民間でやってられます。要するにみんなから、ボランティアが集まって金を出し合って、大学生がもうほんまに明日食べる米がないというふうな方も結構あるんですよ。そんな方に対して、そういうふうなものを持ってきたらという事業をやってますけれども、そういうふうに単に18歳までの子育て、子供は18歳までか知りませんが、そういうふうに我々学んでもらわんとあかん

のですね。日本の将来はどんどんと、いろいろと研究、学問をやっていただいて、そしてそれが日本をよくしていく、そういうふうなことであって、そういう学生たちに対しても支援が必要かというふうに思うんですけれども、この辺のところについてはどうでしょうか。実際大変だと思うんです。自分の家から通える範囲であるならばまだいいんですけれども、よそにアパートを借りて、それでそこで生活をするという学生の実態等を考えたら、今１８歳までということなんですけれども、これについてももう一度考える必要があるのではないかというふうに思いますが、町としてこの事業をやるについて、もう少し広げるということについてはどうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 美濃議員の再質疑にお答えをいたします。

議員おっしゃっていただきました、大学生とか専門学生のそういった方々への支援につきましては、町の単独事業として現在まだ進行形で実施しているところでありまして、多くの学生さんから申請をいただいて給付しているというのは町独自の事業であります。

今回は国が示している１８歳以下の児童生徒に対してということでもありますので、この案件につきましては国の制度に基づいて進めていきたい、そういうふうに考えておりますので、その点は御理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから、議案第１２０号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで、討論を終わります。

これから、議案第１２０号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１２０号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第119号 工事請負契約の締結について

○議長（伊都堅仁君） 日程第3、議案第119号、工事請負契約の締結について、議題とします。

説明を求めます。

総務課長、坂君。

（総務課長 坂 詳吾君 登壇）

○総務課長（坂 詳吾君） おはようございます。

それでは、本日12月16日に提出させていただきました議案書の1ページをお開きください。議案参考資料1から2ページも併せて御覧いただきたいと思います。

議案第119号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月16日提出 紀美野町長 小川裕康

この契約につきましては、去る12月14日に御可決をいただきました一般会計補正予算（第4号）の債務負担行為補正のうち、令和4年度の1億648万円に係る分の契約でございます。

契約の目的は、令和3・4年度地上デジタル放送設備機器更新工事でございます。平成22年3月31日から稼働している地上デジタル放送再送信設備にある電子機器の更新を行うとともに、強靱化・映像品質の改善を図るため光ケーブル引込みルートの多重化や光ケーブルへの変更を行うものでございます。契約方法は随意契約で、契約金額は1億648万円。契約の相手方は大阪府中央区常盤町1丁目3番8号中央大通F Nビル11階、株式会社NHKテクノロジー大阪総支社、総支社長 吉富弘泰でございます。

契約相手の選定理由としまして、今回の契約の相手方である株式会社NHKテクノロジー大阪総支社は、当町の地上デジタル放送設備の当初設計及び工事を行った業者であり、設備の詳細を把握しており、運用開始から現在まで保守業務も行っているため改善箇所も把握できており、有効的な施工を行うことができることから、契約の相手方としたいものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第119号の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

（総務課長 坂 詳吾君 降壇）

○議長（伊都堅仁君）　これから質疑を行います。

5 番、七良浴 光君。

（5 番 七良浴 光 登壇）

○5 番（七良浴 光君）　ただいま総務課長から説明がございましたが、今回の工事の設計額に対して契約金額は何％に上がりますか。

（5 番 七良浴 光 降壇）

○議長（伊都堅仁君）　総務課長、坂君。

（総務課長 坂 詳吾君 登壇）

○総務課長（坂 詳吾君）　七良浴議員の御質疑にお答えをいたします。

この工事の設計額につきましては1億648万円で、率としまして100％の率となっております。

以上でございます。

（総務課長 坂 詳吾君 降壇）

○議長（伊都堅仁君）　5 番、七良浴君。

○5 番（七良浴 光君）　ということは、この工事の相手方である会社が設計もされたのですか。それとも違う業者が設計をして、この工事の業者は今回の、ここに報告している締結相手となっているんですか。

○議長（伊都堅仁君）　総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君）　七良浴議員の再質疑にお答えをいたします。

設計につきましては同じ業者、設計施工ということでNHKテクノロジーズ大阪総支社ということとなっております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君）　5 番、七良浴君。

○5 番（七良浴 光君）　最後ですので、ということは、新規に設置するときの設計施工も、今回の機器の更新に伴っての強靱化等についての設計及び工事も、全てこの業者一本だということによろしいんですか。

○議長（伊都堅仁君）　総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君）　七良浴議員の再々質疑にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおりでございます。全てこの業者が行ったものでございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 今、落札率の問題もございましたけれども、私はこれは20日までもう少し調査をするべきだと、やるべきものがすぐにやったらいいんだというふうな意見も委員会でもございましたけれども、そういうものではないというふうに思っています。ここで今説明がございました工事内容について、強靱化とか電子機器の更新や、強靱化・映像品質のケーブル引込みルートの多重化とか等々の変更を行うということでございますけれども、これ見てみましたら10年ですね、平成22年からですか。10年ということで、こういうふうに10年ごとにこういうふうな工事をしていかなきゃならん、そういうものなんですか。そういうふうなことであるならば、もう少し時間も置いて、先ほどの意見も出ましたけれども、やはり設計についても少なくとも業者を変えとか、その辺のことについてはお考えにならなかったのか、その辺についてどういう判断で来ているのかお聞かせいただきたいと思います。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

（総務課長 坂 詳吾君 登壇）

○総務課長（坂 詳吾君） それでは、美濃良和議員の御質疑にお答えをいたします。

まず、1点目です。この事業、当初は平成22年3月31日から稼働している地上デジタル放送の設備でございまして、約10年経過しているというところでございます。こういう機器につきましては約10年ぐらいが耐用年数となっておりますので、10年ごとに更新をしていくということになるかと思います。実際、現在やはり故障がかなり多くなっております。それに対して職員が皆さんに迷惑をかけないようにすぐに対応して、そういう補修等を行っている現状でございますので、10年ぐらいで替えていくということになると思います。

それからもう一点、この業者なんですけれども、ほかにこういう工事、事業をする業者がございませんので、このNHKテクノロジーズ大阪総支社と契約をしていくということで御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

(総務課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 11番、美濃君。

○11番 (美濃良和君) 10年が耐用年数だということで今説明いただいたんですけれども、10年ということでしたらそれなりに計画を組んでやっていかなきゃならんわけでございますけれども、業者についてはもうこの業者しかないんだと、結局ギャップフィラーという方式でやる業者はこれしかない、こういうふうなことになっているわけですか、その辺はどうなのでしょう。

○議長 (伊都堅仁君) 町長、小川君。

○町長 (小川裕康君) 美濃議員の再質疑にお答えいたします。

平成22年の3月にギャップフィラーという地デジ対応策、この事業が供用開始できました。それまでに至る間でも、もともとギャップフィラーという方式は関西では紀美野が一番最初であったと、それが紀美野でスムーズに出来上がったということで、他の地域でもこれを参考にして進んできているというのが現状であると思っております。

会社名はテクノロジーに変わりましたが、当初からのNHKアイテックでありまして、大変一生懸命、熱心にやっていただいて今に至っている中で、我々としては信頼できる業者であるということを強く認識しております。機械ものでありますから、機械がまあもって、やっぱり修理というのは出てくる、これはもうやむを得ないのでありますけれども、そういったときの対応であるとかいろんなことをずっと一緒にやってきてもらっている中で、十分に信頼できる業者であるということでここに任せておくのが一番いいんじゃないかということで、契約の相手先と選ばせていただいたところであります。やはりもともとから機械ものでありますので、よくもってもやっぱり10年までに更新をしていかなければいけないというのは、それはもう当初から言われておりました。早ければ7年ぐらいで更新が必要かも分からんというようなことも言われておりましたけれども、頑張っただけで今までできていただいて、もう10年ということで大きな更新が必要だということであります。ですから、今後もギャップフィラーを続けていく中では、大変、7、8年、10年の間には機械を替えていくと、そういう必要は今後も生じるのは間違いはございません。

以上です。

○議長 (伊都堅仁君) 11番、美濃君。

○11番 (美濃良和君) この件に現町長の小川町長は関わっていただいてこれ

ている、本当に詳しいと思うんですけども、先ほどお聞きしたのはギャップフィラーというこのような方式、このような方式をやるのは、今の答弁では紀美野町が最初だったということでございますけれども、こういう方式でやるテレビの放送というんですか、放送局がありますけれども、送っていく、この町内のやり方、こんなやり方をやる業者はこの会社だけなんですか。どうしても1社であるならばそうであろうし、それから、競争相手もあったとしても一旦入ってしもうた業者は絶対に有利なことになるんですよ。ですから、町としてもこういうふう随意契約というやり方を取る場合は、有利であるならばその業者に任せると、そういうふうなことでやるのが普通、随意契約のやり方だというふう思うんですけども、戻って、まず業者について、この業者しかこういう電波で送っている方式、これはないのですか、その辺はどうでしょう。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） 美濃良和議員の再々質疑にお答えをいたします。

ギャップフィラー方式で当町もやっているんですが、現時点で当町が把握しているところではこの業者、ここしかうちの工事を対応できるところというのはないという認識をしております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

1 番、桐山尚己君。

（1 番 桐山尚己君 登壇）

○1 番（桐山尚己君） 契約相手の選定理由といたしまして、今般の更新工事の実施というのは機器の更新のみならず、強靱化・品質の向上を目的としているというふうに記載されております。失礼しました。強靱化・品質の向上をするために光ケーブルの引込みルート多重化や光ケーブルへの変更を行うというふうにありますけれども、この点についてもう少し詳しく具体的に、これによってどのように強靱化・品質の向上が図られるのかということについて、分かりやすく御説明いただければと思います。

以上です。

（1 番 桐山尚己君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

（総務課長 坂 詳吾君 登壇）

○総務課長（坂 詳吾君） それでは、桐山議員の御質疑にお答えをいたします。

この工事の強靱化とか品質の向上を図るための光ケーブル等の変更ということでございますが、まず強靱化等につきましては、これは簡単に言いますとバイパスのことでございます。通常1送信の部分しかやっていない部分を、何かあったときのために二重にできるようにすると。片方が駄目になったときにもう一つを生かすという形のそういう工事のことを想定をしております。

あともう一つ、映像品質とかというのは、一部今同軸ケーブルでやっているところもでございます。それを光にすることによって映像品質の向上、改善となるということとなりますので、一部ですけれどもそういうことを行っていきたいというふうなことでございます。

以上でございます。

(総務課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山君。

○1 番（桐山尚己君） ただいま総務課長の御説明で、強靱化というのはバイパスをつくることによって二重にして、何か一方にあったときにもう一方でカバーするという御説明でありましたが、バイパスをつくることによって維持費が高くなると、そういう懸念はありませんか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） 桐山議員の再質疑にお答えいたします。

このバイパス等にすることによりまして、維持費なんですけど、少なからずとも若干は増額になるかと思えます。ただそれよりも、やはり安全性といいますか、そういう安定した通信を行うという意味でこういうことを行っていきたいと考えておりますので御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山君。

○1 番（桐山尚己君） 先ほどの総務課長の御説明では、年数が経過することによって故障が増えてくるということで、それに対して職員の方が対応をしてくださっているという御説明ありましたが、長い目で見るとそういった緊急対応をしなければならなくなる維持費は、私は減ると思うんですね。でも、二重にすることによって物理的な修理をしなきゃいけない維持費は増えるということになると思うんですが、そのプラスマイナスを勘案し、さらに、より町民の方に不自由をかけないような、そういった不自由

をおかけする頻度を減らすことを考えて総合的に判断すると、やはりこのやり方がベストだと、そういう理解でよろしいですか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） 桐山議員の再々質疑にお答えいたします。

議員おっしゃられますとおり、緊急対応の職員の負担というのも減るかと思います。ただし、その部分で補修の部分については若干増えるかなということとはございます。総合的に考えますと、やはりこういうことはやっていきたいということで、これを更新すると何年かの間はそんなに故障というのはないかと思いますが、その後、やはり長期になってきますとまた故障も考えられるということから、総合的に考えてこういうことで行っていきたいというふうに考えておりますので御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第119号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで、討論を終わります。

これから、議案第119号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第119号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 請願第2号 「シルバー人材センターに対する支援を求める意見書」に関する請願について（委員長報告）

○議長（伊都堅仁君） 日程第4、請願第2号、「シルバー人材センターに対する支援を求める意見書」に関する請願について、議題とします。

委員長から請願の審議経過及び結果について報告をお願いします。

産業建設常任委員長、藤井基彰君。

(産業建設常任委員長 藤井基彰君 登壇)

○産業建設常任委員長（藤井基彰君） それでは、去る１１月３０日の本会議で産業建設常任委員会に付託されました請願第２号について、１２月１０日の産業建設常任委員会において慎重に審査を行ってまいりましたので、その経過及び結果を御報告申し上げます。

請願第２号、「シルバー人材センターに対する支援を求める意見書」に関する請願についてであります。紹介議員に説明を求め、趣旨説明を受け、説明に対する質疑を行いました。

趣旨としては、令和５年１０月から適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入されることにより、現在シルバー人材センターが適用を受けている仕入税額控除という仕組みが、会員が免税事業者である場合は適用されなくなり、シルバー人材センターの運営に著しい影響を与えることになるため、インボイス制度導入後も地域に密着した就業機会を提供することにより、高齢者の社会参加などに貢献しているシルバー人材センターにおいて、安定的な事業運営が可能となる措置を求め、町議会から政府関係機関に対する意見書の提出を請願するものであります。

委員から、シルバー人材センターの会員は、今後、個人事業者という扱いでインボイス制度の適用を受けることとなるが、今までも個人事業者として扱われていたのか、また会員の保険制度は変わりはないのかという質疑に対し、今までも個人事業者という扱いであり、保険制度も変わらないとの答弁がありました。

また、委員から、インボイス制度が導入されると、会員かお客様どちらか、または双方にしわ寄せがいくことになるのかという質疑がありました。その質疑を受け、会員のほとんどが年間課税売上げ１，０００万以下の免税事業者であるためインボイスを発行できないが、免税事業者でも税務署で課税事業者であることの登録をすればインボイス番号をもらえるので、インボイス番号の入った領収書を発行できるようになり、シルバー人材センターとしても従来どおり仕入税額控除が適用されることとなるが、そのような登録は会員にとってデメリットばかりであるため、登録する会員は恐らくいないだろう。登録しないと、会員の配分金から消費税分を差し引くか、お客様から頂く料金に上乗せするか、またはシルバー人材センターが経費を切り詰めるなどして何とか消費税分を捻出するかといった方法しかない。仮に、会員の配分金から差し引けば、あま

りに低い金額となるので、会員が脱退するおそれがあり、シルバー人材センターの存続も危うくなるおそれがあるとの答弁がありました。

以上が主な内容で、採決の結果、請願第2号は全会一致で採択すべきものと決したことを御報告いたします。

(産業建設常任委員長 藤井基彰君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

11番、美濃君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) 来年10月からいよいよインボイスということは現実になってくるわけですが、さきの消費税10%引上げのときにこの問題も導入されて、これから大変なことになると、こういうことが言われていました。そういうふうにしてきたこの現在の政府に対して、私は非常に大きな憤りを感じるわけですが、取りあえず、今委員会のほうで採択ということでこの請願を、そういう立場を取られたと、そういうことは私も当然だと思うんですが、ただ、こここのところで請願要旨にございます、要旨の下の方に、併せてセンターにおいて安定的な事業運営が可能となる措置を求め、政府関係機関へ意見書を提出いただくよう請願いたしますと、こういうふうなところについてはどうだったのか。

また、請願理由のところでも、このセンターが安定的な事業運営が可能となる措置、これについてはどのようなことを町のほうへ要望していくということになったのか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 産業建設常任委員長、藤井基彰君。

(産業建設常任委員長 藤井基彰君 登壇)

○産業建設常任委員長(藤井基彰君) ただいまの美濃議員の御質疑にお答えします。

安定的な人材センターの運営、具体的にお話はございませんでした。ただ、消費税のインボイス制度に対して反対というのではなく、今回のインボイス制度の免除ということとを訴えるものでありましたので、それを受けて産業建設常任委員会としては判断したものです。

以上です。

(産業建設常任委員長 藤井基彰君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃君。

○11番（美濃良和君） 採択ということについて、採択をする場合ですけれども、その内容ごとに、要するに請願のこの要旨及び理由を基に、それが当然委員会としてその方向にあるべきだということであって採択をされたんではないかというふうに思うんですけれども、その辺のところについて、ここに出ています要旨、それから理由について、そういうことについては具体的にどういうふうな方向でというふうなことにについては委員会では審査をされなかったわけですか。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

(午前 9時50分)

再 開

○議長（伊都堅仁君） 再開します。

(午前 9時51分)

○議長（伊都堅仁君） 産業建設常任委員長、藤井基彰君。

○産業建設常任委員長（藤井基彰君） 美濃議員の再質疑にお答えします。

先ほどお話ししましたように、人材センターとしては安定円滑に会員を維持しつつ事業を進めていく、これが大きな目的でございまして、それに対して、今回のインボイス制度というのは、会員もしくはシルバー人材センターの運営に厳しいものであると。消費税に対しては反対するものではございませんが、そのインボイス制度に対して免除の部分として取り扱ってほしい、そういう意味の趣旨でございます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃君。

○11番（美濃良和君） やはりこういうことをやっていく上では、請願されている方々のそういう何を受け止めて、請願の願いを受け止めて、国に対して、1つには運営がしていきやすいように、要するに免税事業者が納税業者にならなくてもいいような措置、つまりインボイス自体をやめてもらうというふうなことを求めているかなきゃならんというふうに思うんですけれども、そういうことで政府へ意見書を上げてもらいたいということで要望されているというふうに私は受け止めたんですけれども、そういうこ

とに対して、委員会としてその考え、また議会としてございますけども、意見書を上げるという、この地方議会が持っているそういう権限を利用して運用していくと、議会の運営をしていくと、そういうことについて、やはり委員会は本議会、紀美野町の議会に対してそういう働きかけということが必要ではないかと思うんですよ。また、具体的にその理由にあるように、センターが運営していけるように、町に対しても要望していくと、そういうことが委員会としてしなければならないのじゃないかというふうに思うんですけれども、そのことについては具体的にやらずに、ただこの請願についてのみ採択ということであったのか、その辺のところについて、やはりもうちょっと中身をきっちりしていかなきゃならないのではないかと思うんですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 産業建設常任委員長、藤井基彰君。

○産業建設常任委員長（藤井基彰君） お答えします。先ほどもお話ししましたように、シルバー人材センターからの請願、また請願者のお話では、繰り返しになりますが、消費税、またインボイス制度、これに対して頭から反対というものではないと聞いております。

具体的には、先ほども申し上げたように、インボイス制度によって1,000万円以下の会員が登録をしなくてはならない、そうなりますとすごく手間であると。仮に登録しなければ、インボイスの領収書を発行できなくなれば、人材センターのほうでその消費税分の仕入れ控除ができないということで、消費税をシルバー人材センターが払わなければならない。そうなりますと会員の配当分を減らす、もしくはお客様から余分にもらう、もしくはシルバー人材センターのほうからその分を出費する、これはいずれにしても大変厳しい状況であるということから、あくまでインボイス制度の中で免除をお願いしたい、これが主たる目的であるとお伺いしています。そのため、それに対して先ほどの結論が出たわけでございます。

以上です。

○11番（美濃良和君） ちょっとすみません、休憩お願いします。

○議長（伊都堅仁君） もう質疑を3回終わりましたよ。

○11番（美濃良和君） 3回終わったので、休憩ちょっと。

○議長（伊都堅仁君） これはもう、これ以上議論しても、しょうがないと思うんですけれども。

○11番（美濃良和君）　　いやいや、あの。

○議長（伊都堅仁君）　　休憩します。

休　憩

（午前　9時56分）

再　開

○議長（伊都堅仁君）　　再開します。

（午前　9時58分）

○議長（伊都堅仁君）　　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで、質疑を終わります。

これから、請願第2号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで、討論を終わります。

これから、請願第2号を採決します。

請願第2号に対する委員長報告は、採択です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は委員長報告のとおり採択と決定しました。

○議長（伊都堅仁君）　　しばらく休憩します。

休　憩

（午前　9時59分）

再　開

○議長（伊都堅仁君）　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時00分）

○議長（伊都堅仁君） お諮りします。

ただいま、産業建設常任委員長から、発委第４号、シルバー人材センターへの支援を求める意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第１として直ちに議題としたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第４号、シルバー人材センターへの支援を求める意見書案について、
日程に追加し、追加日程第１として直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第１ 発委第４号 シルバー人材センターへの支援を求める意見書案について

○議長（伊都堅仁君） 追加日程第１、発委第４号、シルバー人材センターへの支援を求める意見書案について、議題とします。

提出者、産業建設常任委員長、藤井基彰君、説明をお願いします。

（産業建設常任委員長 藤井基彰君 登壇）

○産業建設常任委員長（藤井基彰君） それでは、委員会提出議案、発委第４号を御覧ください。

発委第４号。

令和３年１２月１６日。

紀美野町議会議長 伊都堅仁様。

提出者、産業建設常任委員会委員長 藤井基彰。

シルバー人材センターへの支援を求める意見書案。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第１４条第３項の規定により提出します。

提出理由を申し上げます。

令和５年１０月に適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入された後でも、地域に密着した就業機会を提供することにより、高齢者の社会参加などに貢献しているシルバー人材センターが、安定的な事業運営を可能とするために必要な措置を求めるものであります。

それでは、意見書本文を読み上げます。

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書。

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高齢者等の雇用の安定等

に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

令和5年10月に、消費税において適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入される予定となっているが、同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要があるが生じる。しかし、センターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はない。

人生100年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加・健康保持に重きをおいた「いきがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。センターにとっては、新たな税負担はまさに運営上の死活問題である。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところであり、少額の収入しかないセンターの会員の手取額がさらに減少することなく、併せてセンターにおいて安定的な事業運営が可能となる措置を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

和歌山県海草郡紀美野町議会。

提出先としまして、衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・内閣官房長官・財務大臣・経済産業大臣宛て。

以上であります。全員の御賛同を賜りますようお願いいたします。

以上です。

（産業建設常任委員長 藤井基彰君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから、発委第4号について、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで、討論を終わります。

これから、発委第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前10時07分）

再 開

○副議長（上柏皖亮君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時23分）

○副議長（上柏皖亮君） 先ほど、北道議員から早退するとの連絡がありましたので、御報告いたします。

地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を行います。

◎日程第5 要望第1号 町内小規模事業者の事業継続に伴う支援について（委員長報告）

◎日程第6 陳情第3号 商工会の事業に対する助成について（委員長報告）

○副議長（上柏皖亮君） 日程第5、要望第1号、町内小規模事業者の事業継続に伴う支援について、及び日程第6、陳情第3号、商工会の事業に対する助成について、一括議題とします。

委員長から要望及び陳情の審査経過及び結果について報告願います。

産業建設常任委員長、藤井基彰君。

（産業建設常任委員長 藤井基彰君 登壇）

○産業建設常任委員長（藤井基彰君） それでは、発表します。

去る12月7日の本会議で産業建設常任委員会に付託されました、要望第1号及び陳

情第3号について、12月10日の産業建設常任委員会において、慎重に審査を行ってまいりましたので、その経過及び結果を一括して御報告申し上げます。

まず、要望第1号、町内小規模事業者の事業継続に伴う支援についてであります。

所管する産業課に説明を求め、要望内容にあります製造業等機械設備修繕事業補助金についての実施状況と今後の考え、及びLED設備等購入に関わる補助金についての考えを確認しました。

町としては、来年度も引き続き、製造業等機械設備修繕事業補助金を継続する意思があり、またLED設備等購入に関わる補助金についても、既存の製造業等機械設備修繕事業補助金とも絡めながら、実施に向けて前向きに検討しているようでありましたが、コロナ禍で苦勞されている町内小規模事業者への引き続いての支援は我々としまでも切に願うところであり、LED設備についても導入により経費削減につながり、経営状況改善の後押しになることから支援が必要と判断に至りました。

以上のことから、要望第1号は採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第3号、商工会の事業に対する助成についてであります。こちらも所管する産業課に説明を求め、町から商工会への補助金の支出状況及び商工会の収支状況を確認しました。

現状も町からは補助金の支出が行われており、支援が不十分というわけではありませんが、コロナ禍により地域経済が落ち込んでいる現状にあって、商工会に求められるべき役割はますます増大していることから、より一層の支援が必要であるとの判断に至りました。

以上のことから、陳情第3号は採択すべきものと決しました。

以上で、要望第1号及び陳情第3号についての一括報告を終わります。

(産業建設常任委員長 藤井基彰君 降壇)

○副議長（上柏皖亮君） 委員長報告が終わりましたので、これから要望第1号に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○副議長（上柏皖亮君） これで質疑を終わります。

これから、要望第1号に対し、討論を行います。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（上柏皖亮君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（上柏皖亮君） これで、討論を終わります。

これから、要望第1号を採決します。

要望第1号に対する委員長報告は、採択です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（上柏皖亮君） 異議なしと認めます。

したがって、要望第1号は委員長報告のとおり採択と決定しました。

続いて、陳情第3号に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○副議長（上柏皖亮君） これで質疑を終わります。

これから、陳情第3号に対し、討論を行います。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（上柏皖亮君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（上柏皖亮君） これで、討論を終わります。

これから、陳情第3号を採決します。

陳情第3号に対する委員長報告は、採択です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（上柏皖亮君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択と決定しました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前10時29分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10 時 30 分)

◎日程第 7 閉会中の継続調査の申し出について

(総務文教常任委員会)

(産業建設常任委員会)

(議会運営委員会)

(議会活性化特別委員会)

(広報編集特別委員会)

○議長（伊都堅仁君） 日程第 7、閉会中の継続調査の申し出について、議題とします。

総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、議会活性化特別委員会及び広報編集特別委員会の委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出と、産業建設常任委員会の委員長から、所管事務の調査に係る閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第 8 議員派遣の件について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 8、議員派遣の件について、議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

お諮りします。

本定例会に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

閉 会

○議長（伊都堅仁君） これで本日の会議を閉じます。

令和3年第4回紀美野町議会定例会を閉会します。

(午前10時32分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年12月16日

議 長 伊 都 堅 仁

議 員 向井中 洋 二

議 員 美 野 勝 男